

## 議員報酬等の減額措置について

去る3月11日に発生した東日本大震災は、東北の太平洋沿岸地域をはじめとする東日本に未曾有の被害をもたらし、本市でも、若林区や宮城野区を中心に全区にわたって著しい被害を被りました。

本市議会では、このような状況を受け、3月20日に「仙台市議会災害対策連絡会議」を立ち上げ、同月25日に、国等に対して緊急要望活動を実施する等、本市の復旧・復興に向けて鋭意取り組んできたところです。

しかしながら、被害の状況が次第に明らかになり、その被害が広範かつ甚大なものであることを目の当たりにするにつれ、本市議会としても、さらなる対応が必要と考え、本市が実施する震災復興施策の財源として寄与すべく、現任期の議員において以下の措置を講ずることを全会一致で決定しました。

- (1) 現任期の議員報酬額について、5月1日から任期が終了するまでの間、条例本則に規定している報酬月額から、議長は15万円、副議長は13万円、議員は10万円を減額することとする。
- (2) 現任期の議員に係る政務調査費について、4月1日から任期が終了するまでの間、条例に規定している政務調査費月額35万円から10万円を差し引いた額を執行することとする。

以上の措置を講ずることで、現任期の議員一人当たり約100万円、市議会全体で約5,800万円の復興財源を捻出する財政効果があるもの。